

社会保険(健康保険)脱退に伴う国民健康保険加入を郵送申請される際は、  
次の注意点を必ずご確認ください。

《手続きのあたって事前にお読みください》

●社会保険(健康保険)の任意継続制度はご確認されましたか？

会社を退職した方でも、国民健康保険に加入せずに、原則として2年間に限って  
前の健康保険等を任意加入できる場合があります。任意継続制度の詳細は、お勤  
めだった会社もしくは健康保険組合にご確認ください。

●「健康保険資格喪失日」を確認できるものはお持ちですか？

- ・国民健康保険加入にあたっては、健康保険の資格喪失日を確認する必要があります。

※資格喪失日の確認ができない場合は、加入手続きができません。

※資格喪失日が未到達の場合は、到達日をもって加入手続きを行います。

- ・資格喪失日を確認する書類「健康保険資格喪失証明書」(退職された会社から発行されます。お勤めだった会社にご確認ください)またはマイナポータル資格画面の写しをご用意ください。

※「健康保険資格喪失証明書」には今回ご加入される方全員のお名前・生年月日、喪失日(扶養非該当日)が記載されていることをご確認ください。

※マイナポータル資格画面の写しの場合、今回ご加入される方全員分の写し(マイナポータルの証明書>健康保険証の「マイナンバーカード利用状況」下に表示される「この資格情報では～(有効終了日令和〇年〇月〇日)」の画面及び、「氏名」から「保険者名」までの画面の写し(スマートフォンの場合2頁にわたります))が必要になります。

●申請書類については、住民登録がある区役所へご郵送ください。

住民登録が確認できない場合、書類に不足や不備がある場合は、書類をお戻しさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご郵送いただく書類

- ・国民健康保険異動届出書 ※記載例を参考にご記入ください
- ・健康保険資格喪失証明書(コピー可)、またはマイナポータル画面の写し
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(写真の掲載がある面のみ)等)

●各種医療費助成等を受給中の方は、健康保険の切り替えに伴い、手続きが必要となる場合がありますので、各制度の案内をご確認ください。

- ・ [各種医療費助成](#) ・ [特定医療費\(指定難病\)助成制度](#)
- ・ [国民健康保険の特定疾病療養受療証](#)

●国民年金への加入手続きもごさいます。こちら郵送にて受付しております。

[横浜市国民年金のホームページ](#) ←ここをクリックしてご確認ください

次のページもご確認ください

## 《国民健康保険のご案内（窓口での加入手続きにご説明していること）》

●国民健康保険の加入日は、社会保険(健康保険)の資格喪失日となります。

●医療機関等の受診について

- マイナ保険証をお持ちでない方には、医療機関等にかかるための、**資格確認書**を特定記録郵便でお送りします。
- マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証を利用させていただきますが、国保加入手続き後、最短3営業日後にマイナ保険証に変更された情報が反映します。また、変更された情報が記載された、**資格情報のお知らせ**をお送りします。
- 郵便物は世帯主あてにお送りします。

●保険料について

- 保険料は、**前年の所得状況により算定**されます。
- 保険料額は「保険料額通知書」により、後日お知らせいたします。
- 本年1月2日以降に他市町村より転入された方は、前住所地へ所得確認をいたしますので、所得が判明するまでの間は「均等割額」のみを請求する場合があります。所得判明後にあらためて保険料を再計算し、再計算後の保険料額が変更となった場合は、改めて変更後の「保険料額通知書」をお送りします。
- 保険料は、**同じ世帯の被保険者の保険料を合算して、世帯主（納付義務者）に請求します**。世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも、納付義務者は世帯主となりますので、**通知書の送り先も世帯主あて**となります。
- 保険料の納付方法は[コチラ](#)をご確認ください。

●他の健康保険加入された場合、国民健康保険の脱退手続きが義務付けられています。忘れずに行ってください。

※健康保険加入による国民健康保険脱退の郵送手続きは[コチラ](#)をご確認ください

★横浜市国民健康保険の詳細内容については、

[横浜市国民健康保険のページ](#)をご覧ください★